

**大分県版スマートムーブ広報業務委託
企画提案競技募集要項**

1 目的

大分県では、県民の皆様が日常生活の中で、環境に配慮した賢い移動や働き方を無理なく実践できるよう「大分県版スマートムーブ」の取組を行っている。

本業務は、大分県版スマートムーブの象徴的な取り組みとして実施する12月の一斉行動日「大分県版スマートムーブデー」に向け、県内企業・団体における環境配慮型の移動・働き方を普及啓発する。

本実施要項では、本業務にかかる委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 大分県版スマートムーブ広報業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで
- (3) 履行場所 大分県全域
- (4) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (5) 委託金額限度額 2,192,300円（消費税及び地方消費税込み）
- (6) 著作権等 仕様書による。

※成果物及び委託契約に基づく大分県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権
その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格

企画提案競技参加者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- (3) 本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる者であること。
- (4) 過去5年間に今回の委託業務と類似業務の活動実績があること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （６）当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
 - （７）常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
 - （８）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
 - （９）特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

4 参加申込書

（１）参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式１）を E-mail で提出すること。件名は「(参加申込) 大分県版スマートムーブ広報業務委託」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること

（２）参加申込書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和８年８月２４日（月）１７時まで

イ 提出先 「13 連絡・問合せ先」

（３）その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和８年８月３１日（月）までに「辞退届」（様式２）を提出すること。

5 契約締結までのスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| （１）公告（企画提案募集開始） | 令和８年８月６日（木） |
| （２）参加申込期限 | 令和８年８月２４日（月） |
| （３）質問受付期限 | 令和８年８月２４日（月） |
| （４）企画関係書類提出期限 | 令和８年８月３１日（月） |
| （５）審査結果の通知 | 令和８年９月１５日（火）（予定） |

6 質問の受付及び回答

（１）受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式３）にて行うものとし、質問書は E-mail で提出すること。件名は「(質問) 大分県版スマートムーブ広報業務委託」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年8月24日(月) 17時まで

イ 提出先 「13 連絡・問合せ先」

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年8月26日(水)までに企画提案競技参加者全員にE-mailにて共有する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書及び資格審査書類の提出

企画提案競技参加者は、次に掲げる書類を作成し、令和8年8月31日(月) 17時までに、E-mailで提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書	・仕様書に沿って事業の趣旨を踏まえ、絵コンテなどを使用し、具体的な提案を記載すること。 ・全体スケジュール・告知方法・事業実施後の効果検証を具体的に記載すること。 ・専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは注釈を付すこと。 ・提案者の企画提案内容の補足説明のため、必要に応じて資料(A4サイズ。任意様式)を提出してもよい。	様式4
②見積書	・見積価格は審査における評価項目の1つであるため、企画内容と経費の関係性が分かる内訳を記載すること。	様式自由
③企画提案競技参加資格確認申請書及び誓約	企画提案競技参加資格確認等を行う書類であり、必要事項を記載すること。	様式5
④業務実績書	これまで(概ね5年以内)の実績について、受託した類似業務の活動実績を各項目それぞれ2件程度記載すること。	様式6
⑤会社概要書	パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類、写しでも可	様式自由

(2) 企画提案書作成上の注意

ア A4サイズとする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載すること。

ウ 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

エ 企画提案書等の枚数は、20ページ以内とすること。

(3) 提出方法

提出先にE-mailで提出すること。送付後は、当課に連絡すること。

(4) 提出先

「13 連絡・問合せ先」

8 審査及び結果通知

(1) 審査の方法について

審査は、応募者の提出した書類に基づいて審査員が審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。

(2) 審査委員会における審査は、下記「9 審査基準」に基づき評価する。

(3) 審査結果は、審査日以降にE-mailにより令和8年9月15日（火）（予定）に通知する。

(4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

(5) 提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

(6) 提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

9 審査基準

次のとおり、審査項目について、採点基準により採点し、総合点を集計する。

(1) 審査項目

評価項目		審査の視点・ポイント等	配点
(1)	業務目的の理解	・仕様書の内容を明確に理解しているか。 ・提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。	10
(2)	①企画	・ターゲットの選出及びターゲットに向けた広告媒体の選定は一貫性のある判断がなされているか。 ・特に、デジタルプロモーションが含まれる場合は、コンテンツ制作だけでなく、ターゲットに情報が届く・伝わる工夫がなされており、十分な閲覧数が見込まれるか。	20
	②効果計測	・事業目的と一貫性のある効果計測指標（KPI）が定められ、現実的な計測方法が提案されており、本事業が来期以降も最適化できるような評価方法が確立されているか。 ・事業を推進するなかでどのようなデータを取得しどのような示唆を出すために分析し、県の知見として蓄積するのか構想が示されているか。	20

(3)	業務執行体制	・スタッフ、人員、会社の運営体制が充実しているか。 ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 ・連携企業がある場合は、連携企業の役割が明確になっているか。	5
(4)	業務遂行能力	・実施方法に具体性があり実現可能なものとなっているか。 ・専門的な知識やノウハウを有しているか。 ・過去に同種または類似の事業を受託した経験があり、本事業を実施するにあたり高い効果が期待できるか。	15
(5)	作業工程	・無理なく業務遂行ができるスケジュールが組まれているか。	10
(6)	予算・見積	・見積額は委託契約上限額（消費税及び地方消費税相当額（100分の10相当額）を含む。）の範囲内か。 ・算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。 ・情報発信コンテンツ制作、広告費用（広告媒体原価＋管理運用費）、効果検証の予算配分は、3：6：1の割合（通称サーロインの法則）が目安となっているか。	20
合計			100

10 失格事項

次にいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ア この要件に定めた資格・要件が備わっていないとき
- イ 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- エ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- オ 選考の公平性を害する行為があったとき
- カ 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき

11 契約手続

- (1) 仕様書及び受託者の企画提案書等の記載事項をもとに協議の上、契約を締結する。
- (2) 企画提案等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時に仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することができる。
また、契約に係る協議の際には、受託者はあらためて見積書を提出するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に係る経費（企画提案書等の作成、提出、審査会参加等に要する経費）は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- (6) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。
- (7) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (8) この要項に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

13 連絡・問合せ先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部環境政策課 企画・環境政策班

TEL : 097-506-3124

Email : a13090@pref.oita.lg.jp